

## ■久永かずえ市議の質問に対する福祉子ども部長の答弁 2018.08.31. 本会議

私から御質問の「災害時に配慮が必要な市民に寄り添う準備について」の1点目「福祉避難所の現状について」の各項目及び2点目「自宅や避難所に避難している障がい者への対応について」の各項目についてお答えいたします。

はじめに、1点目の1項目目「福祉避難所の果たす役割についての考えは」についてでございますが、福祉避難所は、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」と規定されています。

その内閣府令で定める基準としましては、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること」と、規定されています。

また、平成28年4月には内閣府防災担当が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」をまとめ、協定の締結、施設整備、物資・器材の確保、支援人材の確保等について、留意点を示しました。

本市の福祉避難所に係る取組としましては、主として高齢者、障がい者・障がい児など特に配慮する必要のある方が、大規模災害が発生した場合に、風水害の場合は、まず、公民館、小中学校の体育館などの第一次及び第二次避難所に、地震の場合は震火災避難広場に避難していただき、その後、避難者のうち精神的・身体的な負担を軽減するなど、特に配慮の必要があると判断した方を、福祉避難所への誘導をしております。福祉避難所の果たす役割につきましては、福祉避難所での生活等については、集団生活になりますので、自宅における生活と全く同じにはならないものと想定していますが、福祉避難所に避難された方が、少しでも精神的・身体的な負担が軽減され、自宅における生活との差が大きくなるようにするために、まず、生活スペースの確保が重要であると認識しており、そのために、施設管理者に施設における什器類の転倒防止やガラスの飛散防止など、災害に対する備えをお願いしております。

さらに、人員体制として、避難所及び福祉避難所において医療を行う上で必要な医師や看護師などの人員の確保や、医薬品、介護用品、衛生用品等の物資の確保のため、知多郡医師会、大府市薬剤師会、日本福祉用具供給協会など様々な団体と、災害時における協力に関する協定を締結し、災害に備えております。

なお、福祉避難所に係る協定の締結につきましては、平成20年3月に3施設と協定を締結し、現在では、高齢者関係施設では18施設、障がい者関係施設では9施設の合計27施設、17法人

と協定を締結しております。

次に、2項目目「多くの人が集まる場所が苦手な発達障がい者等の場合は、直接、福祉避難所へ避難できることが理想ではないか」についてでございますが、協定は締結しているものの、福祉避難所となっている建物の多くは社会福祉法人等の施設で市の施設ではありません。また、障がい特性や施設の特性などを踏まえて、避難者の割り振りも必要となるのではないかと想定しています。なによりも、避難に当たっては、福祉避難所の人員配置等の準備が整い、安全で受け入れ可能な状態であることを確認したうえで避難誘導する必要があります。以上のような理由により、市といたしましては、段階的な非常配備に基づき早く開設できる公民館等の1次避難所等でまずは身の安全を確保していただき、その後、福祉避難所へ移動することとしています。

次に、3項目目の「福祉避難所の利用者数をどれだけと見込んでいるか」についてでございますが、本市は、愛知県が公表しました南海トラフ巨大地震の被害者数の予測数値である人口の14.1パーセントを想定避難者数としております。本市における災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者数は、現時点では1,311人ですので、この避難行動要支援者の14.1パーセントである185人であり、施設の受入可能人数は充足している状況です。

次に、4項目目の「福祉避難所の受入人数を超えた場合、どのように対応していくのか」についてでございますが、福祉施設そのものの被災状況や福祉施設に勤務する職員の被災状況により、受入可能人数は変動するものと予想しておりますので、引き続き、新たな福祉施設などとの福祉避難所協定の締結が必要だと認識しております。

次に、5項目目の「福祉避難所として提携した施設との情報交換の中で、課題となっている点は何か」についてでございますが、昨年度、実施した福祉避難所協定締結事業所との運営訓練研修会では、施設の災害発生時の初動対応に関して情報交換を行いました。何より、施設で勤務している職員に対して、職員自身の住宅の耐震化や家族用の食料品の備蓄に努めていただき、日頃から、自分と家族の身は自分で守る取組を行っていただくことをお願いしており、災害時の迅速な協力について要請しております。

次に、2点目「自宅や避難所に避難している障がい者への対応について」の1項目目「災害時要援護者の登録をしている発達障がい者が自ら申告できない場合、現場ではどのように把握、支援するのか」についてでございますが、外見からは分からない障がいについては、基本的には御本人や御家族等から申し出いただく必要があります。避難所内での配慮やコミュニケーションの問題だと思います。それ以外には、本年7月から配布している「ヘルプマーク」を活用したり、「おおぶ・あったかあんしんヘルプカード」に支援してほしい内容を書いておき表示するなど、周囲に配慮が必要であることが分かるようにする方法も有効であると考えております。

次に2項目目「配慮が必要だが福祉避難所で受け入れできない障がい者等に対して、学校の普通教室やスペースを開放する考えは」についてでございますが、学校施設で避難所として使うことが想

定されているのは体育館です。災害が終息した頃には、学校は授業再開に向けた準備をしなければなりません。想定される避難者数や人員体制から、あらかじめ教室を開放することは想定しておりません。

次に3項目目「障がいについての理解があり、当事者に配慮していくことのできる「専門のスタッフ」を避難所に配置する考えは」についてでございますが、そもそも障がい者に対応できるよう建物環境だけでなく専門スタッフも配置されているのが福祉避難所でございます。福祉避難所には、施設の設置目的に応じた専門職や有資格者などのスタッフが配置されております。以上です。